# [検討事項] □議員報酬決定の手続き

## 1. 考え方について

- ①議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点だけではなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、市民や学識経験を有する者からの客観的な意見を参考にするものとする。
- ②議員報酬を定めた条例の改正議案は、市民の直接請求があった場合及び市長が提出する場合を除き、明確な改正理由の説明を付して、議員又は委員会が提出するものとする。
- ③議員の報酬は、議会議員の議員報酬等に関する条例で定めるものとする。

## 2. 福島市議会の状況

- □議会議員の議員報酬等に関する条例
- □費用弁償の支給に関する運用基準
- □福島市議員報酬及び市長等給料審議会条例

# 3. 参考条文、参考事例等

#### 〇流山市 第26条 (議員報酬)

議員報酬は、流山市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例で定める。

- 2 議会は、議員報酬の改正に当たっては、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用することにより、市民の意向を把握することができる。
- 3 議会は、前項の規定により把握した結果について、市長に提出することができるものとする。

# 〇伊賀市 第21条 (議員報酬)

議員報酬の改正に当たって、議員が提案する場合は、市民の客観的な意見を参考に決定するものとする。

2 議員報酬の条例改正議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、明確な改 正理由の説明を付して、法第109条第7項又は法第112条第1項の規定に基づき、委員会又は議員か ら提出するものとする。

#### 〇佐伯市 第15条 (議員報酬)

議員報酬の改定に当たっては、行財政改革の視点だけではなく、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮するとともに、議員活動の評価等に関して市民の意見を聴取するため、議会モニター制度、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用するものとする。

- 2 議員報酬の条例改正に関する議案は、法第74条第1項の規定による市民の直接請求があった場合 を除き、議員又は委員会が提案するよう努めなければならない。
- 3 議員報酬は、別に条例で定める。